

VI 日常生活の支援

身 知 精 難

「自立支援給付」を中心にいろいろな福祉サービスを提供し、地域での自立と安心をサポートします。

手続：障がい福祉課

1 障がい福祉サービス

※原則、費用の1割負担並びに食事、光熱水費等の実費負担があります。障がい者とその配偶者、障がい児の保護者の属する世帯のすべての世帯員が市町村民税非課税の場合は無料です。

介護保険の被保険者は、介護保険でのサービスが優先になります。

区分	福祉サービスの 名称	福祉サービスの内容
介 護 ご 付 ふ	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的又は精神による障がい者に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行う。
	行動援助	知的障がい又は精神障がいにより常時介護が必要な人に、行動する際に必要な援助や外出の際の移動中の介護を行う。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時ににおいて当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者が外出する際の必要な援助を行う。
	療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行う。
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助を行う。
	短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行う。
	重度障がい者 等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他複数のサービスの包括的な援助を行なう。
訓 練 等 給 付	施設入所支援	施設に入所する人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護を行う。
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のため必要な訓練を提供する。
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な能力向上のための訓練を提供する。
	就労継続支援	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練を提供する。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用の後、新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るために医療・企業等との連絡調整、相談・助言等の支援を行う。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定期間にわたり、日常生活上の必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整を行う。

3 高額障がい福祉サービス等給付費

・高額障がい福祉サービス費の支給

同一世帯内の複数の障がい者(児)が、障がい福祉サービス等を利用し、利用者負担合算額が負担上限月額を超えた場合の超過分を助成するものです。

・高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度(新高額障がい福祉サービス費)

65歳に達する目前5年間において、継続して障害福祉サービス等を利用者負担0円で受給していた障がい者について、65歳に達し介護保険サービスを利用した場合、一定条件を満たす場合は利用者負担分を助成するものです。

4 就学前の障がい児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について

障がい児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障がい児短期治療施設に通う又は障がい児通所支援を利用する児童がいる場合(放課後等デイサービスは学齢期の児童を対象としていることから、本措置の対象外となります。)、障がい児通所支援を利用する児童に係る負担額を引き下げるものです。

5 3歳児から5歳児の児童発達支援等の利用者負担の無償化について

就学前の障がい児を支援するため、以下のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。(なお、医療費、食費・おやつ代等、障がい児サービス事業所に支払う実費負担分は対象外となります。)

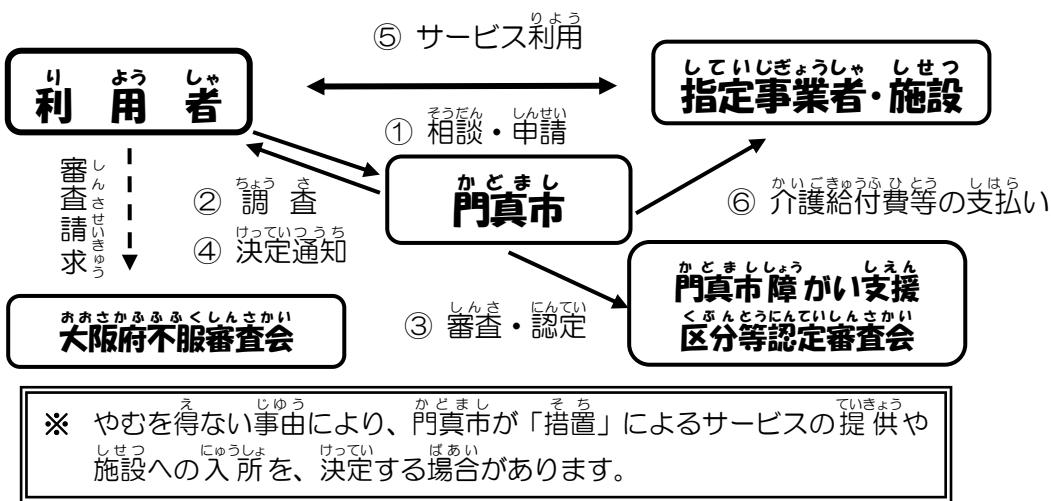
※ 申請手続等はございませんが、ご利用の障がい児サービス事業所に年齢を伝え、無償化対象であることを確認してください。

対象者	3～5歳児 ※ 年度の初日の前日に3・4・5歳である場合をいい、令和5年度の対象者は、お子様が平成29(2017)年4月2日～令和2(2020)年4月1日生まれの方となります。)
無料となるサービス	・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・福祉型障がい児入所施設 ・医療型障がい児入所施設

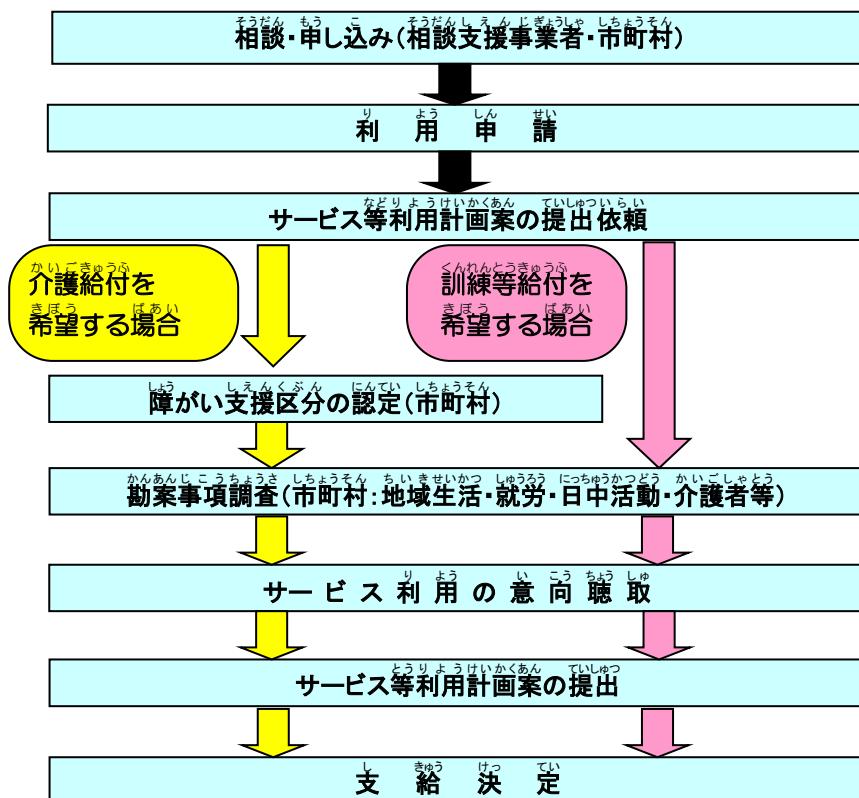
しょう しづんくぶん かいごきゅうふ かんけい
障がい支援区分と介護給付サービスとの関係

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
きょたくかいご 居宅介護							
じゅうど ほうもん 重度訪問介護				じゅうどしたいふじゅう ちてきしきの およ せいしん 重度肢体不自由、知的障がい及び精神障がいで常時介護を要する人の中で、二肢以上にまひがあり、認定項目の歩行、移乗、排尿、排便がいずれも「できる」以外の人は行動上著しい困難を有し、常時介護を有する人			
こうどうえんご 行動援護			こうどうじょうういちじる 行動上著しい困難があり、常時介護が必要な知的又は精神障がい者(行動関連項目等の合計点数が10点以上の人)				せいしん ち できしょう 精神・知的障がいのみ対象
りょうようかいご 療養介護				きん 筋ジストロフ かんじやまた イ患者又は じゅうしうしんしん 重症心身 じゅうしうしんしん 重症心身障がい者は くぶん 区分5から	ALS 患者等 かんじやとう で 人工呼吸器装着 じんこうこ きそう しゃく しゃ 者		
せいかつかいご 生活介護		さいいじょう 50歳以上の ばあい 場合 くぶん 区分2から					
せいかつかいご 生活介護 (施設入所支援を利用する場合)			さいいじょう 50歳以上の ばあい 場合 くぶん 区分3から				
たんきゆうしょ 短期入所(ショートステイ)							
じゅうどしょう しゃ 重度障がい者 等包括支援						※	くぶん ※ 区分6かつ、 きこうどこうどうじょう ALS、強度行動障じょうじかいご がいなど常時介護よう しゃ を要する障がい者 いしそつう で、意思疎通に いちじる こなん ゆう 著しい困難を有し、四肢にまひがあり、呼吸管理がいる こきゅうかんり しんたいまた ち できしょう 身体又は知的障がい者
しせつにゅうしょ しゃへん 施設入所支援 (施設での夜間ケア)			さいいじょう 50歳以上の ばあい 場合 くぶん 区分3から				

サービス利用までの流れ



障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



6 地域生活支援事業

門真市における自立生活及び社会参加を促進するために実施しています。

サービス名称	サービスの内容等
相談支援	<p>障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。</p> <p>地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関と連携による支援を行います。</p> <p>■門真市障がい者基幹相談支援センター「えーる」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市桑才新町24-2 地域生活支援拠点ジェイ・エス内 T E L 06-6901-0101 F A X 06-4967-5554</p> <p>障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。</p> <p>■門真市障がい者相談支援センター「ジェイ・エス」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市御堂町14-1門真市保健福祉センター1F T E L 06-6901-3041 F A X 06-6901-3042</p> <p>■門真市障がい者相談支援事業所「あん」月～金 9:00～17:30 所在地 門真市宮野町2-20東栄ビル 3F T E L 072-885-9999 F A X 072-885-1140</p>
意思疎通支援事業	<p>手話通訳者の設置、派遣や要約筆記者（話の内容をその場で文字にして伝える通訳者）の派遣をすることで、聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。</p>
緊急時手話通訳者派遣事業	<p>聴覚障がい者又はその家族が病気又は事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時ににおける聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。</p>
移動支援事業 (ガイドヘルパー)	<p>屋外移動が困難な人等に外出のための支援を行います。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>日常生活を便利に、又は容易にするため、特殊寝台等の給付を行います。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分であるため、法律行為における意志決定が困難な人に代わって、法的に権限が与えられた後見人が行うことにより、障がい者の生活の支援を行います。</p>
日中一時支援事業 (日帰り短期入所事業・ タイムケア事業)	<p>介護者等が介護できない状態の時、一時的又は定期的に見守り等の支援を行います。</p>

サービス名称	サービスの内容等
社会参 加促進事業	非課税世帯の身体障がい者手帳持所者が、自動車運転免許を取得(障がい等級1級から4級)(免許取得から3ヶ月以内)、自動車の運転装置等を改造(障がい等級1級～6級)する時に費用の一部を助成します。(ただし、本市の実施要綱に適合した場合に限ります。)
	※ 平成25年度から対象者が非課税世帯のみとなりました。
	視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス
その他事業	視覚障がい1、2級がある人の日常生活の不便を軽減するため、視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。

7 その他の事業

● 緊急時の通報「FAX119」・「メール 119」・「NET119」

聴覚障がい及び言語障がいを有する人が、火事や急病等の緊急時に守口市門真市消防署に通報する手段として、

- ① FAXでの 119番通報 (FAXで「119」をダイヤルすることで、通報内容を送信)
- ② 電子メールでの 119番通報 (専用アドレスにメールすることで通報)
- ③ 専用アプリからの 119番通報

※ ②については、事前に登録が必要となります。

③については、守口市門真市消防組合消防本部司令課に問合せ・申込をお願いします。

問合せ先

守口市門真市消防組合消防本部司令課

住所:門真市殿島町7番1号

FAX:06-6906-1127

TEL:06-6906-1122

MAIL:sirei@mkfd119.jp

●「FAX110番」「メール 110番」

事件・事故、緊急事態発生時の聴覚障がい及び言語障がいを有する人の緊急通報用として、FAX及び電子メールによる通報を受理しています。

事件の内容 要件及び発信者の住所(現在の居場所)、氏名並びにFAX番号又はメールアドレスを明記して送信してください。

窓口 大阪府警察本部

・FAX110番

FAX 06-6941-1022

・メール 110番(画像送信も可能)

メールアドレス m110@police.pref.osaka.jp

● 電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方とその電話の相手方とを通訳オペレータが手話、文字と音声とを通訳し、24時間365日電話で双方向につなぐサービスです。

利用には登録が必要ですので、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧下さい。

・利用できる人
身体障がい者手帳(聴覚障がい、音声・言語機能障がい)のある方
身体障がい者手帳(聴覚障がい、音声・言語機能障がい)は所有していないが、電話の利用が困難な方

上記の対象者が所属する法人も、法人として登録可能です。

問い合わせ先

電話リレーサービスを使ってみたい！（利用登録、利用方法、サービス内容）

（一財）日本財団電話リレーサービス

T E L 03-6275-0910

F A X 03-6275-0913

M A I L info@nftrs.or.jp

H P <https://nftrs.or.jp/>

● 門真市遠隔手話通訳サービス

聴覚に障がいをお持ちの方が、自宅や外出先でご自身が持っているスマートフォンやタブレットから、Cisco Webex（シスコ ウェベックス）のアプリを利用し、障がい福祉課の手話通訳職員（設置通訳）とビデオ通話でつながり、離れた場所で手話通訳を受けることができるものです。

利用対象者 市在住の聴覚障がいのある方（身体障がい者手帳をお持ちの方）

事前登録と事前予約が必要です。

● 緊急通報装置の貸与

重度身体障がい者（65歳未満）を対象に、急病等の緊急時に簡単な操作で通報できる装置を貸与します。（固定電話が必須です。）

ただし、生計中心者の所得税額に応じて自己負担があります。

● 重度障がい者住宅改造助成事業

下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）に係る身体障がい者手帳の障がい程度が3級以上の者で、学齢児以上がいる世帯、又は、重度知的障がい者（児）がいる世帯に改造費用（限度額50万円）を助成します。

